

平成 23 年度 第 1 回長野県労働問題審議会議事録

- 1 日 時：平成 23 年 6 月 13 日（月） 13:30～15:40
- 2 場 所：県庁 3 階 特別会議室
- 3 出席委員：
労働者委員 小林委員、中村委員、中山委員、鈴木委員
使用者委員 金子委員、関委員、宮下委員、百瀬委員、吉田委員
学識経験者 安藤委員、井上委員、福沢委員、柳澤委員、渡辺委員
- 4 内 容
(1)開会
(2)商工労働部長あいさつ
(3)会長あいさつ
(4)議事
① 労働雇用情勢の現状と課題
② 県立勤労者福祉施設の在り方について・中間報告
③ その他
- 5 閉会

福田課長補佐

それでは、定刻でございますので、ただいまから平成 23 年度第 1 回長野県労働問題審議会を開催いたします。私、司会を務めさせていただきます、労働雇用課課長補佐の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、県では省エネルギー対策の一環と致しまして、夏季のノーネクタイ軽装を推進しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、現在、県庁舎の耐震工事中のため多少騒音がございます。発言時はマイクを御使用いただきますようお願い申し上げます。

それでは次に、4 月 1 日付けの人事異動で、幹事の変更がございましたので、それぞれ自己紹介を申し上げたいと思います。

高田企画幹

産業政策課長は石原が新しく 4 月 1 日から就任いたしました。本日、所用がございまして私、代理で出席させていただいております。産業政策課の高田真由美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

宮下課長

人材育成課長の宮下です。よろしくお願いいたします。

吉川課長

地域福祉課長の吉川と申します。どうぞよろしく申し上げます。

佐藤課長

新任の障害者福祉課長の佐藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。

吉澤課長

労働雇用課長の吉澤と申します。4月1日からでございます。よろしくお願ひいたします。

佐藤企画幹

こども・家庭課長の北澤義幸の代理で参りました佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

高柳課長

教学指導課長の高柳俊一と申します。よろしくお願ひいたします。

塚田課長

企画部人権・男女共同参画課長の塚田吉彦です。どうぞよろしくお願ひいたします。

木内課長

長野県労働委員会調整総務課長の木内です。4月1日からです。よろしくお願ひいたします。

福田課長補佐

どうぞよろしくお願ひいたします。

尚、当審議会でございますが、公開で開催をさせていただいております。会議録は県のホームページにおいて公表させていただきますので、後日公表に先立ちまして、議事録の確認をさせていただきたいと思ひます。

それから本日の審議会でございますが、委員の皆様のご出席は、定員15名中、労働者を代表する委員4名、使用者を代表する委員5名、学識経験者である委員5名、合計14名のご出席でございます。長野県労働問題審議会条例第6条第2項の規定によりまして成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは最初に太田商工労働部長からごあいさつを申し上げます。

太田部長

みなさんこんにちは、4月1日付けをもちまして長野県の商工労働部長を拝任いたして

おります太田寛と申します、よろしくお願い申し上げます。

本日は本年度に入りまして第1回目の審議会でございますが、皆様にはお忙しいところご列席をいただきましてお礼を申し上げたいと思います。

昨年度、8年ぶりにこの労働問題審議会を開催いたしまして、各分野の委員の皆様からそれぞれ労働雇用情勢の課題等につきましてご意見、ご提言を頂きました。本年度も引き続き、活発なご議論をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

さて、去る3月11日に発生いたしました東北太平洋沖地震、翌12日未明に発生いたしました栄村を中心とする地震の被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々へのご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

この、東日本大震災による直接的な被害に加え、福島原発の問題もございまして、現在でも被災地では未だに多くの方々が避難をしているところでございます。私ども長野県といたしましても、それぞれの部署におきまして1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げ、努力をしていきたいと考えております。

このような情勢の中、最近の景気動向でございますけれども、日銀の松本支店が今月6日に発表いたしました長野県内の金融経済動向では、震災の影響により下押しされているがその程度は徐々に和らいできており、景気判断を5月から引き上げたところでございます。各関係経済団体の調査においても、底を打ってやや上昇というのが一般的な結果という感じでございます。

また、その一方で雇用情勢でございますが、4月の本県の有効求人倍率は、0.67倍ということで前月に比べ0.01ポイントの低下、全国平均も0.61倍で前月に比べまして0.02ポイントの低下、4月全体の雇用情勢は未だにこの震災の影響を受けているという状況でございます。

私ども商工労働部の対応といたしましては、震災の相談窓口の設置、あるいは被災企業応援デスクの設置、経済関係団体の皆様との連絡会議の開催等、体制の整備を図ると共に震災により影響を受けた中小企業向けに新たな制度資金のメニューを創設するなど、金融の支援や販路拡大を行っているところでございます。

また、就労を希望しながら複数の問題を抱える方に対し、制度を横断した相談と各種支援をきめ細かく行うパーソナルサポートセンターを開所するとともに、雇用創出基金を活用した地域における継続的な雇用機会の創出を図るなど、各種雇用の支援を行っております。引き続き、経済・雇用面での下支えとなります施策を展開いたしまして、将来を見据えました取り組みについても継続的に進めて参りたいと考えております。

本日は、私どもから労働雇用情勢の現状と課題について説明させていただき、ご議論を賜ったあと、専門委員会におきまして検討を進めて参りました県立勤労者福祉施設のあり方についての中間報告、これにつきましてもご議論を賜りたいと考えております。

委員の皆様にはそれぞれの立場から、現場の声、積極的な御提言を賜りますことをお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

福田課長補佐

続きまして、井上会長さんからご挨拶をお願いいたします。

井上会長

今日はお忙しいところを第1回労働問題審議会にご出席いただきありがとうございます。

さきのご挨拶にもありましたように、3月11日に発生した東日本大震災、それから長野県では栄村での大きな地震の被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りをしたいと思います。

さて、部長からもお話がありましたように、長野県下の雇用労働情勢というのは昨年後半の円高や国の経済対策の一部終了、混迷する政治等の情勢に加えて、今回の震災の影響もあってなかなか先行きが見えない状況にあると思われまます。

本日は、長野県下の雇用労働情勢についてご説明を頂くとともに、委員の皆様から忌憚のないご意見、ご提言などをいただければと思っております。

そして最終的にはこれらの議論等を県の施策に反映していただきたいと考えておりますので、何卒本日はご協力をよろしくをお願いいたします。

福田課長補佐

ありがとうございました。

これからの議事につきましては、井上会長さんをお願いをしたいと思います。

事前にお配りした資料に加えまして「女性雇用環境調査報告書」それから「多様化する就業形態の労働環境実態調査報告書」「ながの労働白書2010年版」「パーソナルサポートセンター関係資料」、それから「第3次長野県男女共同参画計画の概要版」それぞれお手元に配布をさせていただきますのでご確認を頂きたいと思っております。

井上会長

では会議を進めさせていただきます。本日の議事録署名委員の指名でございますが、中山委員と百瀬委員をお願いします。

本日お手元に配布してあります資料の次第により審議を進めて参りたいと思っております。

まず最初に「労働雇用情勢の現状と課題について」ですが、平成23年度予算、そして施策等も含めて各担当課の方から説明をしていただきたいと思います。

また、東日本大震災及び栄村の震災に係る県の対応及び国の雇用関連の対応につきまして、産業政策課、柳澤委員の方からもあわせて説明をいただきますので質疑等がありましたら、全ての説明が終わった後でそれぞれご発言をいただきたいと思います。

高田企画幹

それでは、お手元の資料4をお願いいたします。東日本大震災に係る対応につきまして

まず、1 ページの 1 体制の整備等についてでございます。(1)にございますように県内の中小企業の震災に係る支援相談等に対応するため、県が 13 箇所相談窓口を設置いたしまして、相談に応じているところでございます。

また (2) でございますが、震災に関する経済関係団体との連絡会議を 3 月 24 日、それから 6 月 8 日に開催をいたしまして、県内経済への影響等について情報交換等を行ったところでございます。(5) でございますが、中部電力浜岡原発の停止に伴いまして、庁内に省エネルギー・自然エネルギー推進本部が設置されました。エネルギーの安定供給について意見交換を行い検討をしていくものでございます。

続きまして震災等に伴う経営への影響調査結果でございます。県内企業への経営の影響等につきまして、実態を把握するため 2 回の調査を実施しております。調査概要は 1 番に書いてございますとおりでございます。2 番の調査結果でございますが、まず震災等に係る影響でございます。発生直後に第 1 回目の調査をしましたが、殆どの項目において第 1 回目の 4 月の下旬に比べ回復の兆しが見られております。5 ページ以降にそれぞれの調査項目の前回と今回の比較を載せてございますが、上から 2 番目の、「仕入先被災による製造・販売の停止・縮小」、これが今回 4 月下旬段階でも 36.8%、「販売先被災による製造・販売の停止・縮小」が 28.6%と、まだまだ影響が出ているという現状が伺われます。

6 ページ (3) 企業の対応状況というところでございます。現在実施している企業の対応、今後実施が見込まれる対応とも、サプライチェーンの障害により「購入・調達先の変更・開拓」を実施している企業が一番多くなっております。「操業・営業の一時停止や縮小」、「従業員の一時待機・解雇や雇用調整」等を行っているという企業も多くなっておりまして、雇用への影響が心配されているところでございます。

7 ページ(4)必要としている支援策でございます。支援策につきましては、現在それから今後とも、「運転・設備等の金融支援」を必要とするという企業が最も多くなっております。また、「雇用に対する相談・支援」にも要望が寄せられているところでございます。

続きまして 8 ページ、9 ページにつきましては、5 月に行われました「浜岡原発の運転停止に伴う経営への影響調査結果」でございます。結果概要につきましては、8 ページ 1 番のところにとまとめてございますが、震災の影響からの回復の見通しについてでございます。調査をしました 61 社中、影響が無かったところが 11 社、夏ごろまでには回復するというところが 7 社、両方合わせて 3 割程あったわけでございますけれども、その一方で見通しが立たないというところが 17 社、やはりこれも 3 割くらいの状況になっております。

続いて、9 ページの浜岡原発の停止に伴う一層の節電対策を検討しているかを訊ねましたところ、半数以上の企業が「土日就業日に振り替える」、「就業時間の変更」等の検討を考えているということでございます。

調査結果は以上でございますが、もう一度 2 ページをおめくり頂きたいと思っております。企業に対する支援策というところの 3 番でございます。県で実施したことと致しまして、(1) 番の金融支援策ですが、直接被災された事業者向けの「災害対策資金」の貸付利率を引き

下げ、「特別経営安定対策資金」の貸付対象者を全業種に拡大、震災の影響を受ける事業者向けに「東日本大震災復興支援資金」の創設を行っているところでございます。また、県内企業の受注確保のため販路開拓支援をマーケティング支援センターで実施しているところでございます。次に雇用支援策の実施ということで、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、被災者等に対し就労の機会を提供しております。以上でございます。

井上会長

ありがとうございます。では次お願いします。

柳澤委員

それでは東日本大震災、長野県北部地震を含めてでございますが、緊急の雇用労働対策について資料 8 に基づいて説明をさせていただきます。

資料 8 はボリュームが多いですけれども、3 枚目以降は参考資料として添付をさせていただいております。従いまして「日本はひとつ」しごとプロジェクトのフェーズ 1、フェーズ 2 という 2 枚の資料に基づいて説明をさせていただきます。

実際には、もうかなり震災から時間が経っておりまして、フェーズ 1 は補正予算成立前の当面の対応ということで、フェーズ 2 の 2 枚目が第 1 次補正予算、あるいは法律の改正等を含めた戦略的な対応となっております。それぞれ説明している時間がございませんので両方を含めた形で説明させていただきたいと思っております。

プロジェクト名に込められておりますが、日本中が一つになって被災地域の方々や企業等を支えていこうとする総合対策でございます。その内容は住宅を含む暮らしと仕事の両面で具体的な対策を実施しております。

まず仕事、雇用の創出についてです。地域再生のための復旧・復興事業、仕事を失われたの方々への雇用の推進を図るということで、5 月 27 日現在ですが、復興関係求人が 480 件で 3,775 人を確保し、雇用を創出しております。もうひとつは、雇用創出基金事業の拡充。重点分野雇用創造事業に震災対応事業を新たに加え、500 億円の予算によって被災された方々の雇用機会を創出しているところでございます。

次に被災者の雇い入れを行う求人の確保ということで、ハローワークの全国ネットを活用しまして、広域の職業紹介事業を展開しております。積極的に被災者対象の求人というもの全国的に集め、新たな就職先として被災地域へ連絡をしております。5 月 27 日現在、被災者対応の求人は全国で 13,853 件ということで、その募集人員は 4 万人を超えております。

ただ、報道でご存知のとおり、被災地域の 3 県におきましては県外に出ることが、なかなか難しいということで、この求人についての就職状況は困難を極めているところでございます。

こうした被災されたの方々、被災地域に居住する求職者の方々も含めまして、雇い入れを

していただいた事業主には被災者雇用開発助成金という助成をしているところでございます。

2番目に雇用の維持確保についてということで、右の囲みのところに目を向けていただきたいと思います。雇用調整助成金等の拡充ですが、震災等の影響によって、事業活動の縮小・休業を余儀なくされた事業主への支援ということで、これまでも雇用調整をした場合の事業主支援ということではありましたが、今回はその緩和と拡充を図っているところでございます。

もうひとつは新卒者の内定取り消しの防止等ということです。震災が起きた時期が卒業時期、これから新たに職業自立していくという時期に当たっていたということで、かなり新卒者の内定取り消しが起こりました。それを極力防止するとともに、被災学生の就職支援について拡充を図っております。県内では、県外企業に就職を内定しておりました高校生2人が内定取り消しという事態になりましたが、いずれもその後県内での就職を決定しているところでございます。

また雇用保険の失業給付の特例措置というものがございます。事業所が直接被害を受けて、休止・廃止という事態になり賃金が支払えない場合には、離職をしていない場合でも失業給付が受給できるという特例でございます。その際には全国どこのハローワークでも受給の手続きが取れ、失業給付が受けられるということで、その失業手当の給付日数も通常の場合よりも延長するという特例措置を実施しております。

住まいの確保では、全国にあります雇用促進住宅への一時入居ということで、38,000件ほどの住宅を用意し、それ以外にも地方自治体との連携のもと、実際に住環境を整える措置というものを講じているところでございます。

被災地以外の対策ということで資料の中ほどになるのですが、雇用調整助成金等の取り扱い状況という長野労働局が発表しました資料がございます。震災の影響を受けまして県内企業で休業を余儀なくされている事業所への雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金を含めた取り扱い状況をグラフとしてまとめています。リーマンショックの金融危機後、徐々に減少してきた休業の計画受理状況ですが、3月以降増加し、3月、4月休業という形で自宅待機となっている労働者が増えているということがお判りいただけるかと思えます。

今後、この震災の影響が経済活動、雇用に与える影響は確実に出てくるものと思います。このため、被災地域への支援もさることながら、足元の雇用条件を注視しながら、県内企業の安定経営と労働者の雇用維持に向けた対策に積極的に取り組んでいくところでございます。

井上会長

ありがとうございました。

それでは次は、資料の2番と3番について吉澤さんお願いいたします。

吉澤課長

それでは私から資料 2・3 につきましてご説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。資料 1 につきましては、商工労働部の各課の主な事業でございますので、またお時間のあるときにご覧いただければと思います。

資料 2 でございますが、1 ページに行政組織図ということで書いてございますけれども、商工労働部につきましては、労働関係が労働雇用課と人材育成課、そして技能五輪・アビリンピック室ということで、来年 10 月の大会を目指して準備を進めているところでございます。商工関係につきましては、産業政策課、経営支援課、ものづくり振興課の 3 課でございます。

続きまして、5 ページの働きやすい職場環境づくりの推進ということでございますけれども、第 2 節、労使コミュニケーションの形成の促進というところに、本労働問題審議会は位置づけられております。

6 ページの労働教育の推進でございますが、こちらにつきましては、現在 4 箇所の労政事務所が、労働基本講座、指導・啓発講座ということで実施しております。

7 ページの労働相談への対応ということでございますが、こちらも労政事務所ですべて担っておりますが、各所に 1 名ずつ労働相談員を配置しております。相談内容の複雑多岐にわたった場合につきましては、特別労働相談員ということで、弁護士さんなどにご相談するという体制を整えているところでございます。

8 ページの労働経済の動向把握ということでございますが、本年につきましては長野県労働条件実態調査ということで、3 年ぶりに県内労働者の労働条件、休日・休暇制度等について 3,000 事務所を対象に実施する予定でございます。

9 ページの仕事と家庭生活の両立支援ということで、ワークライフバランス等の推進です。具体的な取り組みについて企業のトップに宣言をしていただき、県はその企業を登録、表彰を行わせていただいております。また、本年は上田で秋に開催を予定しておりますが、推進セミナーにつきましても計画をさせていただいております。また、企業訪問につきましては、100 人以下の中小企業に対しアドバイザーが訪問をして、この取り組みを進めさせていただいております。

勤労者福祉の向上につきましては、本日の後半の部で、専門委員会の中間報告につきましてご議論を頂くことになっております。

12 ページ 雇用の促進ということでございます。雇用対策の状況の背景でございますけれども、県下の雇用情勢につきましては大変まだ厳しい状況が続いており、各種の政策を進めさせていただいているところでございます。

若年者の就業支援ということでございますけれども、県といたしましては、ジョブカフェ信州というものを平成 16 年から設置させていただき、概ね 40 歳未満の方々の就労支援をワンストップでさせていただいている状況でございます。

14 ページの 3 節に長野県が行っております職業紹介を記させていただいておりますけれども、就職困難者ということで、障害者、母子家庭の母、中国帰国者等の皆さまの就職の確保拡大を図るということで無料の職業紹介事業として地方事務所と保健福祉事務所にそれぞれ職員を配置し就業支援を進めているところでございます。

第 4 節、障害者の雇用促進ということでございますが、こちらにつきましても長野労働局さんと連携を深める形で制度の周知、雇用推進のための普及啓発、職場実習の支援などを行っております。県内の障害者雇用の現状につきましては、16 ページの中段にある表のとおりでございます。

続きまして高齢者の就業支援でございますが、県内にはシルバー人材センターが 21 箇所ございまして、県では個々のシルバー人材センターを支援するというところで長野県シルバー人材センター連合会に対して助成を行っているところでございます。

人材の確保では、I ターン促進事業ということで東京 I ターン相談室を設置させていただいております。求人・人材情報の提供、休日相談会の開催などを行っております。

また、ふるさと信州学生Uターン事業でございますけれども、実は県内高校卒業者のうち 8 割を超える方が県外の大学等に進学されるということでございます。県外へ進学されている皆さんのUターンの促進ということで産業界の皆さんと協力しながら各事業を実施しております。具体的には、県外の大学等へのアプローチということで、東京都市大学など理工系 3 大学と提携を結び合同企業説明会、企業見学バスツアーなどを行っているところでございます。

雇用創出基金事業でございますが、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、23 年度は 17 億 1,100 万円余の予算で、それぞれ委託事業の実施先において新たに雇い入れた労働者を正規社員として比較的長期に雇い入れる事業に対して一時金を支給させていただいております。

基金事業はもうひとつ種類がございまして、緊急雇用創出基金事業でございます。こちらには 23 年度 68 億円余以上の予算を取らせていただき、県と市町村が離職を余儀なくされた非正規労働者、あるいは中高年齢者の失業に対しまして、次の雇用までのつなぎ雇用ということで利用させていただいております。本年度はこの基金を利用いたしまして、ふるさと雇用では 522 名、緊急雇用で 5,634 名、合わせて 6,156 名の雇用創出を図るものとしております。なお、今月 23 日から開会されます 6 月県議会の補正予算といたしまして、東日本大震災と長野県北部を中心とする地震の被災者を含めました雇用創出を目的として 12 億円余の歳出予算の審議をお願いするというにしております。

次に緊急求職者サポートセンター運営事業でございます。これにつきましては、趣旨にありますように、県が行う生活就労相談支援と国が行っていただく職業相談、職業紹介というものを一体的に実施する窓口といたしまして、上田と伊那に開設をさせていただいております。4 万件のご相談に現在まで応じてきているというところでございます。

続きまして新卒未就職者等人材育成事業でございますけれども、高校卒業者の就職が厳

しいということで、未就職の高校卒業者を対象に地域の企業で就職していただくために、OFF-JTあるいはOJTを両方を組み合わせた形での研修を実際に民間企業さんに委託して実施させていただいております。22年度から実施させていただいております。これは前回の審議会でもご要望があり、本年度も事業を継続させていただいております。22年度はこの事業によりまして、44名の方が正規雇用されているという状況でございます。

パーソナルサポートモデル事業でございますが、これは厚生労働省のモデル事業という事で、就労したいと希望されていまして、なかなか様々な要因で就職できないという方に対し、パーソナルサポーターを配置させていただきまして、その方のニーズに合わせ、制度を横断的、継続的に各種支援策のコーディネートを行うというものでございます。委託先といたしまして、一般社団法人長野県労働者福祉協議会さんをお願いをしております。

長野事務所につきましては、本年3月30日に開所をさせていただきまして、サービス提供をさせていただいております。追加で配布させていただきました資料の中に、本年の6月6日にプレスリリースをさせていただきましたパーソナルサポートセンターのサテライトセンターを松本・上田に開所しますという資料があらうかと思っております。サテライトセンターにつきまして、6月15日に松本市、そして6月22日に上田市にオープンをさせていただきまして、中南信、東北信の方々に対するきめ細やかなサービス提供というものを行って参りたいと考えております。長野パーソナルサポートセンターの4月から5月末までの、2ヶ月間の相談状況でございますけれども、109名の方から、延べ相談件数ということで、286件相談を頂いているという状況でございます。

新規相談者は、30代、40代、50代の男性が多い状況でございます。合わせて59名という状況でございます。また主な相談内容は、就職相談が146件ということで全体の51%を超えております。その他は、精神的な問題のご相談、あるいは災害被害者からのご相談も多く寄せられているという状況でございます。このセンターの特徴でございますけれども、パーソナルサポーターが相談者に対しまして、寄り添い、伴走しながら支援を行う、寄り添い型、伴走型の支援というのが特徴でございます。286件の相談のうち26件につきましては同行させていただいております。

資料3でございますが、最近の雇用情勢に係る指標につきましてお話をさせていただきます。1の有効求人倍率につきましては、先程太田部長の挨拶のとおりでございます。2の非正規労働者の雇止め等の状況でございますが、これは長野労働局が、4月中旬から5月中旬の間に新たに把握された発表でございますけれども、長野県内では2つの事業所で129名という状況でございます。

完全失業率でございますけれども、全国は4月分4.7%、長野県につきましては1月～3月期の推計値ということになってございまして、4.1%ということでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

井上会長

はい、ありがとうございました。

それでは次に資料 5、技術専門校・工科短期大学校の入校・就職状況について宮下課長からお願いいたします。

宮下課長

それでは、資料 5 をお願いいたします。

技術専門校・工科短期大学校の入校・就職状況についてご説明申し上げます。まず、本年 4 月の技術専門校の普通過程の入校状況ですが、7 校 16 訓練科の募集定員 315 名に対する入校生は 236 名で定員充足率は学科ごとにばらつきはございますが、全体で 74.9% になっております。入校者に対する新規学卒者の割合は 51.3% になっております。これは、先程お話がありましたとおり、高校生の厳しい就職状況を踏まえ、各校において推薦入校制度を活用した結果ではないかと考えております。

次に、工科短期大学校の入校状況ですが、4 訓練科募集定員 80 名に対する入校生は 79 名で、定員充足率は 98.8% になっております。4 年生大学等への進学が増加する傾向にはございますが、高等学校の普通科からの入校者が今回 58.3% になっておりまして、職業科の卒業生より多い結果となっております。

次に技術専門校の普通課程の就職状況ですが、就職希望者 203 名に対する就職内定者数は 169 名で、就職内定率は 83.3% となっております。厳しい雇用情勢の中で心配をしておりましたが、技専校を支援する協力企業等のご理解を賜り、昨年度より就職内定率が高くなっております。工科短期大学校の就職状況でございますが、就職希望者 88 名に対する就職内定者数は 87 名、就職内定率は 98.9% になっております。現在未就職の 1 名は引き続き就職の支援をしているところでございます。

人材育成課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

井上会長

それでは引き続きまして、資料 6、福祉人材確保対策事業の実施状況について、吉川課長から報告をお願いいたします。

吉川課長

福祉人材確保対策事業の実施状況について、表面は 21 年度事業につきましてまとめたものでございます。事業の内容につきましては裏面でご説明したいと思っております。

21 年度は経済対策が秋から本格的に実施されましたので執行額で 7,700 万円、雇用人員でカウントが可能な人数ということで申し上げますと 142 人、そのうち継続的雇用に繋がったのが 108 人という状況でございます。

22 年度につきましては、1 年間にかけて雇用対策に力を入れて取り組んで参りました。

福祉・介護人材マッチング支援事業ということで、執行額は 2,500 万余円でございます。県の社会福祉協議会にキャリア支援専門員 5 名を配置いたしまして実際に事業所を訪問していただいております。

それから「福祉の職場説明会」を県下 10 箇所ですべて 1,120 人の参加を得まして開催し、140 人が就職に繋がったということでございます。

それから現任介護職員等研修支援事業でございます。執行額 1 億 3,800 万円でございますが、介護の福祉施設におきまして、職員が研修に参加する場合に穴を開けてしまうわけにはいかないということで代替職員を雇い入れるという事業でございます。人材派遣会社と、それから施設が直接雇い入れる 2 つの場合がございますけれども実績につきましては記載のとおりです。

介護雇用プログラム事業でございます。執行額 4 億 2,500 万円余でございます。施設・事業所におきまして、失業者を新しく雇用していただきながら仕事をしていただいた上でヘルパー2 級等の資格を取っていただくという事業でございます。88 法人、雇用人員 364 人、うち継続雇用では 216 人という実績になっております。

合計欄でございますけれども、22 年度につきましては 6 億 5,000 万円の予算で、雇用人員で申し上げますと 652 人、うち継続雇用は 427 人ということでございます。

地域福祉課からの説明は以上でございます。

井上会長

はい、ありがとうございます。

それでは資料 7、県立高等学校における就職支援について高柳課長からお願いいたします。

高柳課長

はい、教学指導課から、22 年度公立高等学校卒業生の進学就職の進路状況と本年度の取組みについてご説明を申し上げます。

公立高等学校卒業生の進路状況の一番下、22 年度とその対比、増減についてです。まず、進学者であります。4 年生大学、国公立の進学者は昨年度に比べまして 0.2 ポイントの増となりました。反面、私立大学への進学者は 0.4 ポイントの減少となりました。国公立と私立の計は 38.4%ということで、これは昨年度より 0.2 ポイントの減少となりました。

昨年度の高校生の就職内定率は、94.5%ということで、前年比 1.1 ポイント増ということになりました。この 94.5%という数字は近年 5 か年では昨年に次いで低い数値でございます。例年の状況から見ますと決して良いというものではございません。昨年度も高校生にとっての就職戦線は厳しかったということでございます。

学科別の状況では前年やや低かった総合学科及び農業科が上昇いたしました。反面、普通科の内定率は 90.5%ということで、学科別では最も低い数値となっております。

結果的には 3 月末の内定者は昨年より 22 名少なくなりまして、141 名という状況になっ

たわけでございます。これは各校でのきめ細やかな指導や新卒未就職者等人材育成事業、また、トライアル雇用などの国の政策、さらにこれらに前向きに対応していただきました企業の皆様方の好意的な姿勢などによるものと思われまます。

また、教育委員会でも2年目となりました就職活動支援員派遣事業では、8名を増員して28名とし、支援の強化を図ってまいりました。しかしながら、就職が決まらずに卒業してしまった生徒は昨年の163名から22減少したものの、141名あったわけでありまます。従いまして、今後も各校での指導を継続して参りたいと考えております。

このような実態を踏まえまして、課題とそれに対する取り組みについてでございますが、就職希望者にとりまして、厳しい状況というものが依然続いております。

教育委員会といたしましては、生徒の基礎学力の一層の定着、また、就職に対する意識の向上や、社会性を育むキャリア教育の推進を図ってまいりたいと考えております。特にキャリア教育につきましては、産官学の関係者による、長野県キャリア教育推進協議会を6月8日に開催し計4回の会議を通じまして推進策をまとめ、本年末には長野県キャリア教育ガイドラインを策定して、小中高、各学校での就職を決定するまでの指導に役立てていくようにしていきたいと考えております。

また、昨年に引き続きまして、就職活動支援員の派遣や卒業生への継続的な支援、各種人材育成事業等への施策を推進して参りたいと考えております。更に地域を担う人材の育成という観点からも企業や関係団体への皆様方へも昨年同様に働きかけていきたいと考えております。

いずれにしましても、震災によりまして本年度も高校生の雇用情勢というものは、悪化することが懸念されるわけございまして、教育委員会といたしまして、各校におけるきめ細やかな指導と支援をしていきたいと考えているところでございまます。

井上会長

はい、ありがとうございました。

非常に盛りだくさんの内容になっております。一括という形になりますけれども、今までの事務局の説明に対するご質問、あるいはご意見などございましたら、挙手の上でご発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。はい、では中山さんお願いいたします。

中山委員

私から、資料4資料8についてお願いします。まず、資料4の東日本大震災の関係でございます。ご案内の通り、浜岡原発の停止ということもございまして、企業が節電に乗り出しているということでございまます。私ども連合長野でも、アンケートをこの6月に取り予定でございます。

申し上げたいのは、土日の出勤、あるいは操業そして深夜の操業等が予想され、労働条

件が必然的に変更になるということでございます。是非とも、労使のきちんとした労働条件の変更に伴う確認を行っていただきながらお進めをいただきたいというのが1点。それに対して、県の方でもきちんとした監督をお願い申し上げたいと思っております。

もう1点は、土日の出勤等に伴いまして、子育て支援、夫婦で同じ会社に勤めているというケースでございます。そういった場合の、お子さん等の小学校・幼稚園の教育部分でのバックアップ、教育施設の開放等をお願いできればありがたいということでございます。

続きまして資料8東日本大震災の関係でございます。「日本はひとつ」しごとプロジェクトのことでございます。大変、フェーズ1、フェーズ2とも素晴らしい内容で、長野県にも、何百名という皆さんが被災、避難をされていると聞いております。そういう中で個人情報に邪魔になって、せっかく就職したくても情報が届かない等の問題がおこっていると聞いております。被災をされて親戚とか縁者のところへ頼っている皆さんは、個人のご自宅に行っている場合が殆どでございます。まとまってどこかの施設にいらっしゃるということではございません。しかしそういう中で、何で私がここにいるということを知っているのというようなお話もあるとお聞きをしております。

また、今お聞きしました高校生の就職の求人関係でございますが、震災の影響についてお伺いしたいと思います。

以上3点でございますが、教育施設の先程申し上げました開放の部分、県の方で何かお考えになっていることがあればお聞きをしたいと思います。以上でございます。

井上会長

ありがとうございます。

まず資料4の内容に関わる、土日就業等の実施に係る労働条件等の確認等についてわかる範囲でお話いただければと思います。

吉澤課長

労働雇用課の吉澤ですけれども、労働条件ということで基本的に法律に基づいてやらなければならないということは認識をしております。労働基準監督署の管轄でもあり、労使の就業規則の締結が必要になりますが、私どもの方でも、労政事務所において使用者側、労働者側どちらの方でもご相談いただける体制をとっておりますので、その辺につきましては注意深くご相談を受けていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

井上会長

続きまして、2・3番目の論点として出ておりました点ですがいかがでしょうか。

柳澤委員

資料8につきまして、求人情報が被災地域、あるいはこちらに転入・避難されてきた方

に届かないということですね。

実際のハローワークの現場なのですが、ハローワークに相談に来るといのはかなり時間が経ってからなのです。実際に何が困るかという、まずは住まいの問題、それから教育の問題で、子どものことが大体カタが着いた頃に、それでは仕事はどうなるのか、ということで、情報がそういった関係機関からハローワークへ届いてくるという実態があります。各ハローワークは、市町村・関係機関との連携を強化していくということの中で情報を共有できる部分については、ハローワークの方に誘導をかけていただくというようなことをしておるところです。

最近、パーソナルサポートセンターの方にもそういう相談者が来たということで、そのセンターを通してハローワークの方へお話をいただいたということもございますので、そういった行政機関が、手を取り合って支援をしていくということで進めて参りたいと思っております。

井上会長

もう安定してきたのか、どんどんそういうニーズが増えてきたという感じですか？

柳澤委員

被災 3 県の中では今、特に原発の問題がある福島県からの転入が多いということで、福島県からは集団で避難をするという類ではなく、先程お話があったように、個別に頼ってくるというケースが多く、今後まだ続くのではないかと思っております。

井上会長

わかりました。

特に個別の場合は情報が上手く通じない、お子さんをどうするか、あるいは仕事をどうするか、どっちを先にするかという話で、相当情報が上手く通じない話があります。転入してくるということになると、本当に情報が全く無いところにいらっしゃる場合も多いですから、その点ではそれぞれ関係機関の皆さんの方としても、できる限り情報を提供する、また県の方もその辺りの情報を色々なメディアを通じて提供するという方法が必要だと思います。

それから、今の中山さんの質問にありました 3 つ目の論点です。こちらの方はいかがでしょうか。これは教育の高柳さんをお願いするべきか、あるいは吉澤さんにお伺いするのがいいか、どちらにしましょうか。

高柳課長

今回の震災にあたりまして、直接高校生が就職の取り消しというのが 2 件ございました。いずれも会社が倒産してしまうというような形のものでございましたが、地域の方々に頑

張っていただきまして再就職できたという状況がございました。

以上でございます。

井上会長

ありがとうございました。

もう1点、教育関係施設等を子どもさんたちのサポートに使うという話ですけれども、こちらはいかがでしょうか。事務局から何かそういう情報はありますか。

吉澤課長

申し訳ございません、現状では詳しい状況を把握しておりません。

教育委員会等へ今日のご意見・ご指摘を伝えさせていただきまして、土日に操業することによりまして、県内の子どもさんに影響が少なくなるような全体的な対応について、預けさせていただければありがたいと思います。

井上会長

ありがとうございます。

震災等の問題というのは、本当に総合的な対応が必要になります。そういう生活をどのようにサポートするかというのは、今まで審議を行う場所がないものですから、雇用の場面からも声が出る、そして教育の場面からも声が出る、という形でニーズに対応する必要があると思います。是非とも県としても関係する部局に連絡調整等をお願いしたいと思います。他に皆さんからご意見、あるいはご質問等はございますでしょうか。

小林委員

資料2、労働雇用行政の概要についての8ページになりますが、労働経済の動向把握の表、それぞれの調査状況が出ています。

先日、春季賃上げ要求・妥結の結果第2報が報告をされましたが、確か調査対象420の労働組合で、回収されたのは120労働組合という書き方でした。調査対象が420労働組合で回答が120組合の結果ということは、報告してくれる労働組合が少ないのか、それともこういうご時勢なもので労働組合が要求・妥結ができていないのかどうなのか。

私もこの仕事をして長くなるのですが、過去は確か500の調査対象に対して、もう少し多くの調査結果の数だったかと思うのですが。

井上会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ご報告いただいた吉澤さんから回答いただければと思います。

吉澤課長

はい、確かにご指摘の通り今回 5 月 31 日付けで調査をさせていただき公表させていただきました。要求は 120 労働組合、妥結は 116 労働組合ということでございます。

今年は 420 組合で調査をいたしました、過去数年をみましても回答数の大きな増減はなく、昨年は 419 組合中 123 組合が要求、116 組合が妥結という結果でございます。

今年の第 1 報を 4 月 22 日現在で公表させていただいたときには、昨年よりも妥結数が少なかったという状況で、震災の直後のため各労働組合では要求自体が少なく、また妥結したところも少なかったということで、私どもも影響があったと考えているところでございます。組合の回答数につきましては、各労政事務所を通じて組合からの回答を得られたものを私どもで集計して、公表させていただいておりますが、調査のやり方、原因の分析等について、少し時間をかけて精査して参りたいと思いますので、ご理解いただければありがたいと思います。

井上会長

ありがとうございます。

調査そのものというのは相当、県下の趨勢を形成するという力を持っているので、できるかぎり正確且つ、平均の数値が出るような調査の実施というものをやはり考える必要があるのではないかと思います。

他に皆さんの方から追加的なご質問等がありますか。はい、中村さんお願いします。

中村委員

資料 2 についてですが、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の義務付けの部分で、21 日付の信毎に載っていましたがけれども、長野県は全国でワースト 6 位という結果でした。何か対策などございますでしょうか。

また、労働者が不利益を被るような使用する側の発言があったという労働相談がありまして、どこに訴えていったらいいのでしょうかというのが結構多いので、その辺の対応を伺いたいです。

あと節電の関係で、去年より熱中症が前年比でかなり増えており、子どもを含めた学校とか、保育所の労働環境が主なのですが対策なども伺いたいです。

井上会長

1 番目は、報告を頂いた吉澤さんからお願いいたします。

吉澤課長

次世代育成支援対策推進法の関係でございますけれども、ご指摘がありましたように、本年 4 月 1 日から従業員数 101 人以上の企業は一般事業主行動計画の公表と従業員への周

知が義務化されました。

直接的には長野労働局の資料になりますが、3月末現在の計画の届出率は46.1%、全国平均が60.7%で、新聞報道等では長野県は全国の下から6番目ということでした。その後、労働局とも連絡を取らせていただき調べていただきました結果、4月27日現在では62.4%ということで、366社まで進んだという状況でございます。労働局でも力を入れていらっしゃるようで、6月、7月頃にはもう少し高い水準までというように伺っております。

井上会長

それでは補足的に柳澤さんから。

柳澤委員

今、吉澤課長から回答がございましたが長野労働局の雇用均等室に確認をしましたところ、5月末現在で、73%届出が出されたということのようです。企業規模別ですとか、業種別に何か特徴があるのかということも確認しましたが、取り立てて大きな特徴は出てきていないと伺っております。まさに事業主あるいは経営トップの理解によるところだということ、一応6月末までに100%に近づけるように動いているという事でございます。

井上会長

ありがとうございます。

節電対策に係る労働関係の対応につきましてどうでしょうか。吉澤さんの方で何か補足しておきたいような話とかありますか。

吉澤課長

ちょっとまだ詳細な打ち合わせ等もしておりませんので、私の方からお答えはできませんけれども、ご指摘の内容を踏まえて色々と考えていければと思います。

メンタリズムの関係は、セミナーが毎年開催されております。また今年からは、労働相談に合わせまして、特別労働相談員としまして産業カウンセラーの方も特別に行ってもらおうよう二重の体制を整えておりますので、そういった意味では今ご指摘があったようなことにつきまして力を入れていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

井上会長

すみません、メンタリズムの話は、中山さんのお話の中にもありましたけれども、特に非正規労働の方が相談等に行けるような、やはり対応が必要であると思っておりますので、こちらの方も合わせてお考えいただければと思います。はい、お願いします。

鈴木委員

まず2つありまして、1つは資料4の東日本大震災に係る対応について3ページの(3)の雇用支援策の実施のところで、「就労機会の提供」とあるのですけれども、具体的な就労機会というのを説明をしていただきたい。

2点目は、報告を聞いていてそれぞれいっぱい忙しくやっているということは判るのですけれども、雇用情勢の現状と課題という報告の全体像が見えないというところがあって、特に平成22年度で長野県として、労働情勢で前進したこととか、効果がかなりあったというのがよく判らない。

個々のいろいろな問題について、雇用情勢がかなり悪いというのは判るのだけれど、特に長野県の場合の特徴とか、普段こういう手を打ったけれど良かったとか何かあればお聞きしたい。以上です。

井上会長

はい、ありがとうございます。

それではまず、緊急雇用創出基金の活用という形で出ている「就労機会」これが具体的にどのようなものかということにまずお答えいただければと思います。

吉澤課長

就労機会の提供ということで、先程少しご説明致しました雇用創出関係基金について、県と市町村でそれぞれ事業を作りまして、直接雇用をするか、あるいは法人さん等に委託して雇用していただくというものがございます。

それから先程少し触れましたけれども、6月県議会に12億円の補正予算を事業化をさせていただき県事業と市町村を合わせ、1,150名位を雇用していければということで進んでおります。

期間につきましては短期の雇用6ヶ月を限度と致しまして、永続的な雇用というわけではないので、一時的に失業された方、あるいは震災で県内へ避難されている方々に対して一定期間の雇用を確保するというところで進んでおります。

尚、東北からの被災者の雇用をお願いするという事業につきましては、既に4月から始めさせていただいているという状況でございます、目標は20人でございます。

井上会長

もうひとつの問題、鈴木さんが言われた内容というのは実は非常に重要な問題を提起されているかと思えます。

やはり3月11日の震災の問題があったことで、相当雇用の問題とか、産業の問題というのが流れていく可能性があります。実際こちらの労働問題審議会の位置づけからすると、震災の問題と恒常的な問題を含め、やはり分けて考えなければならないという感じがして

おります。

その点で言うと、昨年1年間の労働行政に関する事業内容と、23年度以降の今後の長野県下の労働行政についてどのような形で姿を考えていくかということについては、やはり事業報告をいただければと思います。それでは吉澤さんからご回答を頂きたいと思います。

吉澤課長

お答えになるかどうか判りませんが、県内の産業構造を考える時には非常に製造業が全国より比率が高いという状況でございますので、現在、震災による直接的な影響は少なかったと致しましてもサプライチェーンの状態によりまして、一時的に操業を落としている企業があるわけでございます。先程の話にもありましたように、少しずつ回復しつつあるというところでございますので、県内の主力産業のひとつである、製造業の雇用の状況がどうなっていくかということにつきましては大きな関心を持っていかなければいけない部分があるかと思っております。

それと県として力をいれております観光産業も、比較的大きな比率を占めるというものでございます。ご案内の通り震災直後に大きな影響を受け、これからの影響についてもまた見極めなければならないというのがひとつあると受け止めているところでございます。

もう1点、県としてこれから雇力で力を入れていかなければいけない分野といたしますと、先程資料の中でもご説明いたしましたけれども、新たな取り組みと致しましてのパーソナルサポートセンターというものでございます。松本と上田に事務所を新しく開設することになっていきますので、本当に多重的な問題があって、就労に結びつかないという人たちに対し、県として、どのような形で支援の手を差し伸べていけるかということについて色々考えていかなければいけないということでございます。

実はこの事業につきましては、モデル事業ということで、国の当初の予定では23年度までと言われているものでございますので、これを地域に根付く取り組みとして県としては力を入れ、智恵を絞っていきたいと考えております。

お答えになったかどうか判りませんが、よろしく願いいたします。

井上会長

ありがとうございます。

鈴木委員

製造業の事業者側の状況とか何か、あればお聞きしたい。

井上会長

いかがですか。

金子委員

長野県経営者協会でも今回の震災の影響について調査を致しました。

影響というのは、私もデータ全体を把握してはおりませんが県の調査と同じだろうと思っております。ただ、昨年秋くらいから産業状況が変わってきたと思っております。円高が継続しておりますので、輸入部品が割高になっているということと、それで、生産量が落ちてきているため各社一段と海外展開を考えているのかなと思われま

す。実際、私ども上田市になりますが、今まで従業員数百名、200人、100人というようなところかなりの率で海外への転換を考えています。そして現状を維持したまま、海外の車の生産量が落ちていくといろいろな影響が出てくるのかと心配をしております。震災の影響もこの夏くらいから出てくると考えております。

井上会長

ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員

製造業の見通しはだめですかね。

金子委員

雇用をどんどん増やすような話は少ないということになります。

鈴木委員

観光産業はどのような捉え方になりますか。

金子委員

観光部会がございまして、つい先週観光部会長さんと話をしたのですが、観光の場合非常に難しいのは、各自治体に観光協会というのがあってほとんどのメンバーが中小企業です。するとなかなか統一的な動きができないということを嘆いておられました。

それから観光は、今は観光だけではなく、例えば農業と製造業と観光業という形でやっていくのですが、そういうことをやる時、共同で働くという仕組みがなかなかできていない、ということも悩みだと仰っていました。

もちろん観光が一番震災の影響を受けたかと思っております。

鈴木委員

そういった意味では、サポートするには県の役割が大きいのでしょうか。

井上会長

太田さんお願いします。

太田部長

特に観光に関する県の役割というお話がありましたので。

観光部というのは別にありますが、もともと産業振興という意味で言えば商工労働部でも観光部でも一緒にやっております。ひとつはやはり震災の影響が大きいというのは事実でございます。特にインバウンドの旅行客が非常に減ったということも事実であります。

一方で、今回中部電力の浜岡原子力発電所の問題もありましたけれど、もともとの東北あるいは東京電力管内での節電のこともございますし、夏は涼しい信州でというキャンペーンを張るということで、自粛した後の取り組みをしております。

5月の連休あたりで、だいぶ戻ってきたというのは聞いております。決して楽観できる状況ではないかもしれませんが、個人的に何人かの観光関係の方から聞くところによれば最悪の事態は脱しているという状況も聞いております。観光協会、あるいは市町村の皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。

ですから、この夏をひとつの勝負と考えて取り組んで参りたいと考えております。

井上会長

ありがとうございます。

私の方からもう1点、全体的な雇用の情勢についてということをお考えますとやはり、若年層の就職の問題というのは、やはり昨年以來現在も継続している課題だろうと感じます。今日の報告の中でもありましたように、職業訓練のための学校に58%の普通科の卒業生が就職できないまま入っていくという状況は、相当大きな問題だろうと思います。

雇用吸収力という点で見ると、やはり製造業の底力というのは非常に我々としても期待するところは大きいわけですが、例えば観光業というものであっても、非常に個別に開発が行われるということではなくて、県下全体を挙げて産業として独立させるような力を用意すると、実は雇用吸収力等も相当上がってくる可能性があると思います。

Uターン、Iターンという形で、一度長野県から出て行った高校生などを、将来的に20代半ば、30代になるぐらいの間に、一度こちらに帰ってもらうようなモデルを、もう少し力を入れていくことによって、若い労働力を吸収するだけの地域を作りたいので、そのためには新たな産業の育成ということも含めて県の方で少し力を入れていただきたいなという感じがしております。他に、金子さん。

金子委員

すみません、少し全般的な議論になってしまうのですが、昨年この会議が何のためにあるかということをお話の黒田部長に話をしたら、皆さんの意見を聞いて反映させるんだと

いう話でした。今回、先週の金曜日、木曜日くらいに参考資料が送られてきて、次の会議までにこれを読めということでしたが、もう少し早く送ってこれればいいのにと思いながら読みました。

この資料1、非常に違和感があるのは、22年度まで何をやっていたのか、だから23年度はこうだということが一言も書いていない。いきなり組織、予算が書いてあり、今まで何々をやっていたのだけれど、それはどうだったんだっけという感じです。

我々企業ですとPDCAということで、必ず去年やったことを反省して、今年はこういうことをやろうということだと思のですが、そういうものが良く見えない。例えば労働関連の〇〇の数値目標を達成しますという、次の目標が書いていない。上手く行ったか、上手く行かなかったのか、お金を使いましたということは判るのですが、結果として、じゃあIターンが促進できたのかとか高齢者が就職できたのかとかいうことは資料にできないのでしょうか。

井上会長

いかがでしょうか。

吉澤課長

県の場合、中期総合計画というものを作っておりまして、24年度までということに進んできております。その中には全て数値目標を設定して、それを達成するためにそれぞれの部局、それぞれを所管する課でいろいろな施策を実施するということになっています。私共の資料の作り方や中身は、そういう形で配慮できてない部分がございます。県の施策全般としまして、目標の達成を目指して進めているところでございます。ご理解いただければと思います。

具体的な形については、もう少し全体的な方向性とか、予算の額とか、現在の指標の水準とか、それがどうなるのかを含めまして、少し検討をさせていただければありがたいと思います。

井上会長

大学も評価というのはよく受けるものなのですが、基本的に目標だとか評価というのは、ある意味PRの力を持つことというのは非常に多いと思うわけです。

先程太田部長が言われたように、県はこれだけ観光に力を入れるんだぞというのは、ひとつ旗を振る、そうするとそれに向かってどのように政策が使われているかということに住民の皆さんは評価をする。自分達は何ができるのか、そういう行動の指標にもなりますから、ある意味PRと指標という形で目標と評価について、商工労働に関しても施策を決定すると言うのもひとつの手だと思います。

次に、議題2の県立勤労者福祉施設の在り方・中間報告について扱わせていただきたい

と思います。

この問題につきましては、昨年7月に労働問題審議会条例第7条の規定によって、専門委員会を設置して、調査・検討を頂いておりました。本日は、この中間報告についてまずはお報告を頂きたいと思います。

この中間報告につきましては、専門委員会委員長の小林様にこちらの会場においでいただいておりますので、ご着席いただきたいと思います。小林委員長、どうぞよろしく願います。

では初めに、小林委員長さんから専門委員会の審議過程についてご報告を頂きます。引き続きまして、事務局であります労働雇用課から中間報告の概要を説明していただきまして、その後皆さんにご審議を頂きたいと思います。それでは小林委員長、よろしく願います。

小林委員長

会長さんからお話がありましたように、県立勤労者福祉施設の在り方検討の専門委員会委員長を務めさせていただいております小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず私から、専門委員会の経緯につきましてご説明をさせていただきます。

資料9に県立勤労者福祉施設の在り方についての中間報告とございますけれども、22ページをご覧ください。3項目のその2をご覧ください。

設置につきましては昨年7月13日に、この審議会でも専門委員会の設置のご承認を頂いてスタートしたわけがございます。その後、専門委員会と致しましては、昨年の7月、それから11月、今年に入りまして3月の計3回の委員会を開催いたしました。その間に現地調査ということで7施設を委員の皆さんと実施して参りました。

最初、7月13日に第1回の専門委員会を開催いたしましたわけですが、この日は県立勤労者福祉施設の現状と課題につきまして、お互いに共通認識を持った上で、今後の調査、検討を進めていこうということで論議をしたところでございます。具体的に申し上げますと、勤労者福祉施設の整備、県には6つの勤労者福祉センターと千曲市の戸倉野外趣味活動センターというのがございますけれども、この概要等について説明を受け、施設の利用の実態調査、あるいは指定管理者の意向調査を行うことにし、8月と9月、更には10月の3回にわたり、現地調査を行いました。

更に11月25日に第2回の専門委員会を開き、事務局で取りまとめたいただいた、施設利用の実態調査の結果、アンケート形式で行った指定管理者すなわち市町の意向調査の結果、私ども委員が現地調査した結果等につきまして、お互いに確認を行いました。そんな中で、勤労者福祉施設が抱えております課題、あるいは進むべき方向性について意見交換を行いました。

中間報告の概要にも示されておりますけれども、勤労者福祉施設の抱える課題と致しましては委員会として、3点に集約整理をいたしました。それぞれの施設によって違います

が、会議室を中心にした施設は営利目的の利用、会社の説明会ですとか、就職説明会ですとか、そういった利用が多くあるという報告でございます。県の勤労者福祉施設条例ですが、そこには勤労者福祉の増進に寄与するための施設だという目的が規定されているわけでございます。それからすると若干、この条例の目的と実際の利用、使用の仕方というのは乖離しているのかなということでもございました。

それから7施設の中でも一部には、非常に利用が低調な施設がございます。施設は県下10広域ごとに県が整備をしまして、その施設所在の市、町に運営をお願いしました。先程申し上げましたように平成18年度からは指定管理者として運営を行っていますが、広域的な利用をされているかと申しますと、必ずしもそうでない実態が調査の結果浮かび上がってまいりました。県と市町の役割分担が今のままで適切なかどうか、これを検討する必要があるのではないかという議論をして参りました。

今年に入りまして、3月22日に第3回目の専門委員会を開催し、資料9中間報告のとりまとめに向けて、意見交換を行いました。中間報告の内容につきましては事務局の方から引き続き詳細に説明があらうかと思いますが、整備の主体が県で、自主的な運営主体が市・町といわばねじれを生じている現状がございます。指定管理者、これは3年ごとに更新するもので22年度からの3回目の指定となっており、来年の3月で今の指定管理の指定は終わると言うことになるわけでございます。そういう状況の中でこのねじれを解消するために市や町へ施設を譲渡して自由な運営に委ねるということも有力な選択肢のひとつだと考えられる、ということでもございます。

この中間報告につきましては、4月18日から5月17日までの1ヶ月間、県のホームページにおいて公表し、パブリックコメントを行ったところですが、ちょっと寂しい話なのですが、それに対しては1件もコメントは県民の皆さんからは得られなかったということでもございました。

委員会における今までの経過をかいつまんでご説明申し上げます。よろしくおねがいします。

井上会長

ありがとうございました。

それでは引き続きまして事務局から詳細な説明を頂きたいと思います。

吉澤課長

それでは資料9と資料10をお願いいたします。県立の勤労者福祉施設でございますけれども、県の勤労者福祉センターにつきましては、10広域全てを対象に整備を進めてきたものでございます。上田と大町につきましては、元々県立ではなく、市や広域が整備するものに補助金を出したというものでございます。

また、かつて雇用促進事業団が県内各地に整備を進めておりました勤労者福祉施設がご

ございましたので、地元市町村に譲渡という経過、その影響を受ける形で廃止されたというようなことがございます。また長野県勤労者福祉センターにつきましても平成19年に、老朽化のために廃止されております。この結果、現在の勤労者福祉センターは6ヶ所ということでございます。このほかに戸倉に野球場、テニスコートなどの野外趣味活動センターもございますので、これを合わせまして、7ヶ所の施設があるということでございます。

2ページでございますが、まだ県に財政的な余裕があった時期に、飯田、佐久、伊那の勤労者福祉センターにつきましては、老朽化施設の改築、建て直しを行ったという経過を記載してございます。その後、県では財政改革が行われ、なかなかこのような大規模な施設の改築は難しくなってきました。

中段下に収支の状況が書いてありますが、所在する市や町にそれぞれの施設の指定管理者となつていただいております、使用料で賄えない経費につきましては地元の市や町で負担頂いているという状況でございます。管理経費をご覧いただきますと、市や町の負担になっている部分かなりの割合になっております。また、100万円を超える改修工事につきましては県で行っているということで、役割分担をさせていただいている状況でございます。

施設の利用実態ということでございます。利用者数の推移でございますけれども、従来から記録をとっております。傾向としてやや減少気味の施設が多い状況でございますが、施設ごとにより異なっているということがご覧いただけると思います。

飯田や松本のように、若干減少傾向でも非常に高い水準である施設、また、佐久のように近年むしろ増加傾向を示している施設もあるという状況でございます。利用者数というデータ以外に、利用実態を示すものがございませんでしたので、各市、町から使用基盤に関する書類を私どもでお借りしまして平成20、21年度の利用につきましてデータの集計入力というものを行いまして、詳細な調査を実施いたしました。

施設が所在する市や町に、利用が偏っているという状況ございまして、広域で広く利用されていると言うにはちょっと言い難い状況も出てきているということでございます。

利用団体の種類をご覧頂きたいと思いますが、会議室を中心と致しますと佐久と中野などの施設では、企業の割合が比較的高くなっております。勤労者福祉のための施設という条例上の目的とは少し乖離があるのではないかとご指摘を頂いたところでございます。

稼働率でございますけれども、1日に1回でもお部屋の利用があれば、稼働日というように捉えまして、どれくらい開所日の中で稼働日があるかということを整理したものです。会議室、ホール等を中心とする施設でございますけれども、佐久につきましてはホールを除きますとかなり高い利用率ということで推移しております。飯田も体育館が高い利用率でございますけれども、部屋によって差があるという状況でございます。

松本につきましては立地の良いところでございますので、まずまずの利用状況ござい

ますが、中野につきましては稼働日が少なくなっているという状況でございます。木曾も利用者につきましては低くなっている状況でございます。

次に、体育館・屋外体育施設を中心とする施設でございますけれども、伊那の体育館につきましてはご覧の通り、非常に稼働率が高い状況でございます。戸倉につきましては屋外の施設という性格もございまして、冬季間は事実上利用できないという問題もあります。

次に各施設の周辺の類似施設の状況、整備状況につきまして記載をさせていただいております。

県立の勤労者福祉施設につきましては、昭和 30 年代から 40 年代という早い段階で整備が始まっておりますけれども、昭和 50 年代以降、特に市町村によりまして各種施設の整備が進められてきた状況をご覧いただければと思います。

指定管理者の認識・意向ということにつきましてはアンケートでお聞きしております。特にご覧頂きたいのは市や町に、施設を移管することについての現在の考え方というのをお聞きしたところでございます。この段階ではまだ詳細な条件などを提示しての意向調査というわけではございませんでしたので、まだ最終的な市や町の判断というわけではございません。施設の譲渡を受けることに関しては、消極的な市や町が多いという状況で財政状況が厳しいというのがその原因にあるのではないかと考えておるところでございます。

以上の結果を踏まえまして、基本的な考え方、今後どうしていくかの方向性を整理したものでございます。

ここで 1 点、お手数ですが修正をお願いします。17 ページの(2)のところに施設の在り方に関する基本的な考え方というのがございますが、その 3 行目に県立勤労者福祉施設で始まる段がありますが、その 5 行下の 1 番末のところでございます。現在においても 7 施設合計で年間延べ 68 万 8 万人になっていますが、これは 68 万 8 千人の誤りでございます。

それでは、基本的な考え方につきましては、資料 10、A 3 の資料にそってご説明させていただきます。

まず、県立勤労者福祉施設の抱える課題ですが、先程、小林委員長さんからのご説明にもございましたが、まず 1 点目は会議室を中心とする施設では営利的な利用が多いということがございます。企業などによる営利的な利用でございまして、周辺住民のニーズには応えており、地域に一定の経済効果をもたらすというようなことで、前向きに考えるべき部分もあろうかと思っております。勤労者福祉の増進ということで、目的に沿った利用という点から条例に定められた施設の目的とは少し乖離があるのではないかという指摘も頂いております。

2 点目でございますが、一部の施設で利用が低調であるというのが課題でございまして、今後活性化が可能かどうかという部分について検証を行っていく必要があると考えております。

3点目でございますけれども、県と市や町との役割分担ということでございます。施設の利用が、その市や町にお住まいの方に偏っているという、当初、県として想定している広域内で広く利用されている状況は、少し離れているのではないかと、また、整備を行うのが県、実質的な運営主体が市、町というように異なっているというのがございますので、地域の実情に応じた機動的な運営、活性化に向けた対策というのを、現状にはなかなか実施し難いのではないかとということで捉えるところでございます。

次に、最終的にどのように基本的な考え方とするのかという点でございますけれども、大きく分けて3点ほど記載させて頂いております。

まず1点目でございますけれども、やや減少傾向にあるとは言いましても、現在も多くの方に利用されている施設でございます。また、建物も老朽化が一部進んでいますが、まだまだ利用可能なものが多いわけでございますので、個別のものにつきましては存続と必要性について検討し、総体とした場合には施設の閉鎖・廃止を直ちに進めなければならないという状況ではないという認識を伝えさせていただいております。

2点目ですが、その反面、県と市町との役割分担ということで実際は市民、町民に教養・文化活動を行う場所、あるいはスポーツを行う場所を提供するのは市町村の役割で、県がこうした施設の整備を担当してきたという背景には整備が必ずしも充分でなかった時代には大きな意味があったのではないかと考えるわけでございますけれども、今後続けていく必要があるのだろうかという点につきましては乏しくなっているのではないかとという主旨を記載させていただいております。

先程ご覧頂きました県の財政状況等様々な状況を考えました時に、今後新しく建て直す、改築をするということにつきましては、もはや困難な状況になってきているのではないかとという内容でございます。

3点目でございますが、現在の施設をどうしていくのが望ましいかということでございます。効果的に活用し、施設の活性化を図っていくためには、市や町に、地元の状況に応じて自由に運営していただくことがやはり有意義ではないかという結論でございます。

整備の主体と、実質的な運営主体のねじれというものを解消するために、指定管理者である市や町に施設を譲渡して、その自由な運営に委ねることを有力な選択肢として検討すべきという整理をさせていただいております。

且つ、その方法で進めるためには先程ご紹介しました指定管理者の調査結果もごさいますように、市や町において運営するとなった場合には修繕や将来的な増改築の地域の財政負担が懸念されるために、前向きな姿勢を示しているところはないという大きな課題がございます。

また、労働者側を代表して、専門委員会にもご参加いただきました中山委員さんからも、仮に役割分担を見直すとしても、勤労者のための施設を存続させることは必要であるというご意見を伺っておるところでございます。

最終報告におきまして、今こうした課題に対応して、更に検討を行っていくという予定

でございますけれども、施設ごとの状況がそもそも大きく異なっているということもございますので、中間報告の方向性をある程度踏まえた上で市と町や県が、事務的に意見交換をさせていただきながら、その結果を最終報告に挙げさせていただくという形で進めていくことが望ましいという内容とさせていただきます。

尚、施設それぞれに検討が必要な事業につきましては、下段をご覧くださいと思います。

今後の検討のスケジュールにつきましては、審議会の審議の状況にもよりますけれども、基本的には、この中間報告に基づきまして、今月から8月にかけて、事務レベルで、7つの市、町との意見交換をさせていただきたいと考えております。

その結果を踏まえ、専門委員会を開催させていただきまして、最終報告を作成させていただきます。その案につきましても、中間報告と同じようにパブリックコメントをさせていただいて、県民の皆様からのご意見をお聞きし、話し合いや検討が順調に進んだ場合には10月頃に開催をさせていただきたいと考えております、次回の労働問題審議会に最終報告させていただき、またご議論いただければと考えております。

尚、資料11でございますけれども、これは平成22年度の包括外部監査報告書というものでございまして、昨年度実施され、3月10日に知事に対して報告がなされました。抜粋をさせていただいております、2のところに監査の結果と意見、総論というものがございます。県の公の施設としての必要性、これは結局、勤労者福祉センターだけではなく他の県の施設につきましても対象となっているわけでございますけれども、「県の施策の中での位置づけを明確にし、必要性を見直すことが重要である。また、市町村との二重投資を回避する事も重要である。」という総論が記載されております。「勤労者福祉センターは、歴史的には県が施設を建設し、市町村が運営を担ってきたという経緯があります。このため、運営費用は市町村の負担であり、県の施設であることの必要性は乏しい。将来的には、市町村への移管あるいは廃止を含めて、その在り方を検討する必要がある」ということでございます。この報告書につきましては3月22日に開催いたしました第3回の専門委員会でもお示しをして、ご検討頂いたところでございます。

尚、各論の要約のところの2をご覧くださいと思います。施設の移管などについてというところで上段は先程の総論と同じ部分が書いてありますが、「県立勤労者福祉施設あり方検討に係る専門委員会が設置されており、円滑な制度改革を促すためにも専門家による適切な審議を見守るべきと考える。」という形になっております。私からの説明は以上でございます。

井上会長

どうもありがとうございました。それでは、この中間報告それから様々な資料について何か審議会の方から質疑あるいはご意見等がありますでしょうか。

鈴木委員

この中間報告が出たところで、基本的な考え方をやっぱりここで確認しておきたいと思います。古くなったところとか、改築の費用とかいろいろな問題があるかもしれないのですが、勤労者福祉センターというのはいわゆる労働者にとってどういうものか、どういう役割を果たしているのかということです。

そういう意味では、労働組合がたくさんできれば、当然自分達で会合をやるために会議の場所が必要になってくる。労働情勢、労働環境を活発化していくためにも、やっぱりこれは無くすべきではない、というのが我々の立場です。

市町村に移譲すれば、もっと発展するのかという保証が無い。市町村の財政が大変な中で、なくなっていく可能性が強いのではないかという意見もかなり出ました。

県と市町村の役割分担という話ですが、長野県下で、一定の平等な労働者福祉の恩恵を受ける意味で、建物は県で、運営が市町村というのはおかしいと言うけれど、別に何もおかしくないのではないかと、我々からすれば市町村だろうが県だろうが税金の中でやっているのだから状態を保持していくのが必要ではないかという意見がありました。

それと会議室の利用でいわゆる営利目的という点ですが、実際に労働者の使う時間帯というのはかなり偏ると思うのです。そういう意味では空いている時間を使うのは構わないから、本当に労働者が使いたい時間の調査の方をし、空いている時間は企業が使って使用料を払おうがそれはいいのではないかとということです。実際に、組合が会議などで使うとき、長野市の場合 10 万円位かかる所もあり、組合も財政が苦しく、実際身近な問題であります。

井上会長

はいどうもご意見ありがとうございます。他に皆さんからご意見等ありますか。

小林委員長

専門委員会で議論する立場で、ちょっと申し上げたいと思います。今の委員さんの仰ったこと、まさにそういう議論もございました。これは先程、事務局から説明がありましたように、私ども委員会としても、企業による利用であっても地元のニーズに沿った利用であれば、極端な話、それは構わないのではないかと意見も当然ございました。

それによって一定の利用料収入を図れるということになれば、周辺の飲食店等の利用が増える、地域に一定の経済的な効果も期待できる等、一概に好ましくないとする必要はない。実際問題として労働者の皆さんに利用していただき、周辺地域の皆さんにもお貸しして、有効利用をしていただくということは必要なのではないかとご意見を伺います。

まあ、条例の主旨があくまで勤労者福祉に限定したことに一応なっているものですから、それとの兼ね合いなのですが、極端な話、施設としてある以上は何も労働者の皆さんだけ

ではなく、会社の説明会、就職説明会、そういったものにも使用しないのでは勿体無いという考えであります。

井上会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

鈴木委員さんが指摘されたことに関しましては、施設そのものの問題や適用の状況について、もう少し利用状況を見てという話でした。

今日ご報告頂いた状況からすると、今のところ直ちに閉鎖・廃止を検討しなければいけない状況にあるというわけではないという形になっておりまして、今後の各市町村との移譲の問題、あるいはどのような形で維持をしていくのかということがやはり関わってくるのではないかという感じがしております。

他に皆さんから、せつかくの機会ですのでご意見をいただければと思いますが、はい、お願いします。

百瀬委員

収支の状況というのが、資料 9 の 4 ページのところに載っているのですが、資料の中で例えば松本は非常に利用者数が高くなっております。松本を見てみると、市町村の負担割合というのは 76.8%もありまして、実際に利用者が多くても負担されている割合のバランスが非常に悪いと感じます。一人一人の利用者がどれくらいを負担していて、何か統一基準があるのか、もし残すということを前提とするならば、利用する方と市町村、県が負担しなければいけない金額をもう少し明確にして、利用者が実際に負担しなければいけないバランスの相違みみたいなものがどこにあるのかということをもう少しお伺いしたいと思いました。

井上会長

はい、ありがとうございます。

今、どちらかというと、費用分担の状況があまりにも7つの施設がバラバラで、そこについてのある程度の整合性をベースにする必要があるのではないかとということでもあります。

事務局（福田課長補佐）

それでは、ちょっと事務局から今のご質問に対して申し上げたいと思います。

勤労者福祉施設の利用料でございますが、これは基本的に県の条例で定めております。金額につきましては一定のルールで決めることになっておりまして、周辺の類似公共施設における金額と比較をいたしまして、県の額が安くなっている状況であれば、値上げをお願いするというルールで定めております。

従いまして、その周辺の市町村等の施設における金額の設定が安いままだとなかなか改

定はされないということですが、この点については市町村ごとにいろいろな意見がございまして、概ね適当でないかというところが半数を越えているという状況でございます。

井上会長

ありがとうございます。他にご質問等ありますか。はい、小林さんお願いします。

小林委員

一番最後の資料 11、包括外部監査報告書というのは、この委員会もそうなのですが、どの程度受け止めなければいけないものなのかということですがいかがなのでしょう。

井上会長

事務局からお願いいたします。

吉澤課長

包括外部監査につきましては、これは地方自治法で定められている制度でございまして、平成 10 年に導入されました。外部監査につきましてはテーマを決めて、その事業を特定して監査して、それを県、知事あるいは議会へ報告する形になっております。ですから、受けた立場といたしますと、尊重すべきものということにはなります。

ただし、先程もちょっと補足でご説明いたしましたけれども、外部監査とのヒアリングの際に、私ども事務方から申し上げさせていただいたのは、現在、ちょうど監査のテーマで取り上げられたというのと、今回私どもが審議会の皆様において審議をお願いしているというのは、たまたま合ってしまったということで、専門委員会で議論がなされております、と。ですからそちらの動向を見守って頂きたいということをお願いさせていただき、各論の要約のところでも、「この専門委員会が設置されており、円滑な制度改革を促すためにも専門家による適切な審議を見守るべきである」と報告を頂いているということでございます。今日は中間報告をさせていただきましたけれども、市・町との間で話し合うという形で進めさせていただいて、それでどういう形になるかということで、この外部監査はそういった意味においては矛盾しないのご理解いただいでよろしいかと思っております。

井上会長

ありがとうございます。中山さん、お願いします。

中山委員

すみません、先程鈴木さんからお話がありました、現在施設の存続が必要との意見でございます。私も一緒に回らせていただいで、市や町の担当者の方も、残すべきだ、残し

で欲しい、是非お願いをしたい、というのが全員のご意見であったと思っております。

そこに横たわる問題は、先程何回も出てきております財政の問題であるかと思えます。我々使わせていただく当事者としても、是非存続をお願いしたいところがございますので、ある程度課題、問題は見えてくるので、あとはどう知恵を出して、廃止ということではなくて、存続に向けて意見、工夫ができるかをご議論頂けるとありがたいと思えます。

それから、先程、松本の負担が多いということでもございましたが、人件費がかなり多く出されているということですが、勤労者福祉センター以外の仕事をしている方の分もあったかと思うのですが・・・

井上会長

はい、最後のところをお願いします。

事務局（福田課長補佐）

今のご質問についてお答えをしたいと思います。

松本勤福センターの管理は他のところと違った部分がございます。実は松本市は労政課という課がそっくりそのまま松本勤福センターの中に入っているということがございます。で、その労政課の方が多かれ少なかれ、勤福センターの管理に携わっていらっしゃるということで、その割合をそれぞれの方ごとに計算を致しまして積み上げるとかなりの人件費がかかってきているという状況でございます。

他の施設ですと、そこまで多数の職員が関わっているという状況はございません。例えばシルバー人材センターの方に委託をして、その方を中心に運営をしているというようなところもございますので、人件費の掛け方が若干違っているということは申し上げておきたいと思えます。以上でございます。

井上会長

ありがとうございます。この問題は非常に地域の問題に関わる審議となります。

簡単に、ご意見をこちらの審議会の方でまとめるということはなかなか難しいのでありますけれども、今の皆さんの議論を通して、施設の存続あるいは見直し等について使用者側のどなたかからご意見を頂ければと思えますがいかがでしょうか。

使用者側 なし

井上会長

少なくともこちらの議論の中では、労働側からいくつか出ております。やはり勤労者が、集まる場を用意するという点では、勤労者福祉センター、勤労者福祉施設が果たしている役割というのは、今もこれからも大きい可能性はあるだろうと思えます。

と同時に財政等の問題があり、出来る限り多くの住民、あるいは県民の皆さんに合意を取る形での存続を図らなければならないという感じがしております。

その点におきましては、今後のスケジュールにありますように、それぞれの市町との問題の洗い出しの中から、次の最終的な報告書に向けた方向性を追求していかなければいけないかと思えます。またその中でいくつかの問題等が出てきましたら、こちらの審議会へご報告を頂き、意見等を反映させていただきたいと考えます。

今日、我々の方で議論しました内容を貴重な意見としていただきまして、委員会へ反映していただければと考えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと時間も過ぎてしまいましたので、この辺で終了したいと思えます。最後に部長から一言お願いしたいと思えます。

太田部長

本日は前段の労働雇用情勢の現状と課題、そして後段の勤労者福祉施設につきまして、それぞれ非常に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

今、会長さんからお話いただきました後段の問題につきましては、最終的な県の方針を出すまでに、まだ市町との意見交換、専門委員会のご議論等もありますので、また逐一必要に応じてこの審議会でのご議論を伺ってまいりたいと思っております。

前段の問題を含めまして、全体としましても、私どもが検討していく勤労者福祉の向上、雇用の拡大、その他大変深刻な問題がございます。県全体、全力を挙げて取り組みたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

今日はありがとうございました。

福田課長補佐

どうもありがとうございました。以上で本日の審議会は閉会といたします。

次回の審議会でございますが、10月頃を予定しております。詳細につきましては、また後日調整をさせていただきます。長時間にわたりご議論をいただきましてどうもありがとうございました。